



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 たけびし
代表者名 代表取締役社長 藤原 宏之
(コード番号 7510 東証第一部)
お問合せ先 経営戦略室 企画部
(075) 325-2118

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 126 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の招集権者及び議長について、取締役会規則に定めることを明確にすることにより、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第 24 条の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 23 条 (条文省略) (取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (中略) 第 25 条～第 46 条 (条文省略)	第 1 条～第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会 <u>の招集権者及び議長は</u> 、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会規則により定める。</u> (中略) 第 25 条～第 46 条 (条文省略)

以 上